

2 調査はどのように行われるのですか？

10月20日を基準に調査します

平成28年社会生活基本調査では、10月20日を基準として、個人や世帯に関する状況や過去1年間の余暇時間における活動を調査します。

生活時間については 指定された2日間の状況を調査します

「生活時間について」は、10月15日から23日までのうち、総務大臣が指定した連続する2日間の行動について調査します。



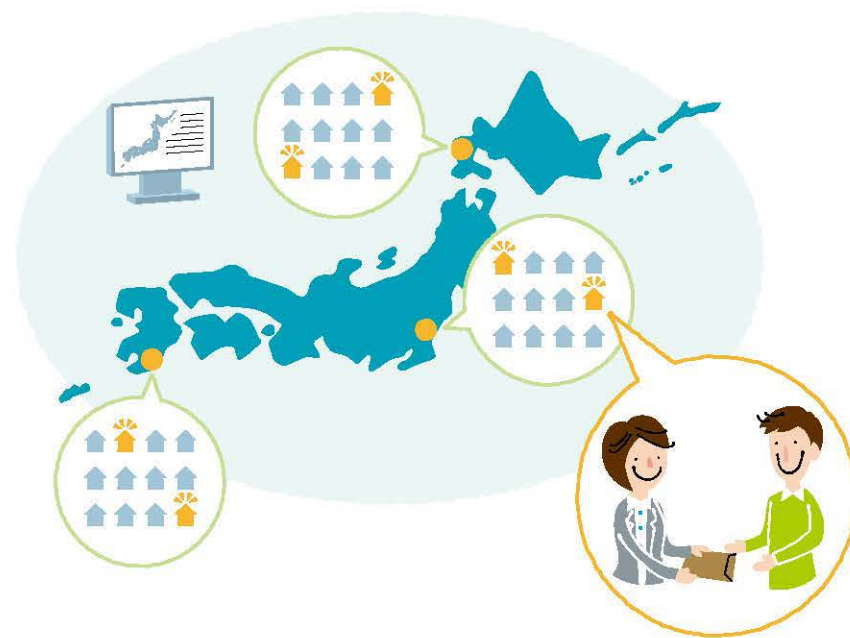
調査世帯は統計理論に基づき無作為に選ばれます

全国のすべての世帯について調査を行うには、多くの費用と時間と人手が必要になります。

そこで、この調査では統計理論に基づき、一部の世帯を全国から偏りなく選び、調べることによって、日本全体の姿を推計する方法を採用しています。

調査地域は、総務省統計局がコンピューターによって無作為に選びます。また、調査世帯についても、こうして選んだ地域から無作為に選びます。

このような方法により選ばれる世帯は、全国で約9万世帯となり、その世帯にふだん住んでいる10歳以上の世帯員約20万人が調査の対象となります。



調査はこのような流れで行います

総務省統計局

- 調査の企画を行います。
- 国勢調査の結果を基に調査対象となる地域(調査区)を選定します。



- 全国の調査票を集めてコンピューターで集計します。
- 調査結果を公表します。公表結果や結果の概要については、報告書のほか、インターネットなどを通じて広く一般に提供します。



集計

独立行政法人統計センター

都道府県

- 調査員を任命し、調査員事務打合せ会を開催します。
- 調査世帯を選定します。



- 調査員から提出された調査票を整理し、統計局に提出します。



調査員

- 選定された調査区内のすべての世帯を訪問して世帯一覧を作成し、都道府県に提出します。
- 世帯一覧をもとに都道府県が選定した世帯を訪問し、調査への回答を依頼します。

※この調査では、調査票Aと調査票Bの2種類の調査票を使用します。どちらが配布されるかについては、調査区ごとに決められています。調査票の内容については、10ページ以降を参照してください。



- 調査票を取集し、都道府県に提出します。

紙の調査票で
回答する場合

インターネットで回答する場合

調査世帯

- 調査票を受け取り、記入します。
- インターネットによる回答も行えます。

